

○国土交通省令第十号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三十六号）第十九条の三十五の二、第十九条の五十四及び第四十八条第四項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月一日

国土交通大臣 石井 啓一

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部改正）

第一条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）

の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。



改正後

目次

- 第一章〜第二章の五 (略)
- 第二章の六 船舶からの排出ガスの放出の規制 (第十二条の十七の五の二―第十二条の十七の二十一)
- 第二章の七 船舶及び海洋施設における油、有害液体物質等及び廃棄物の焼却の規制等 (第十二条の十七の二十二―第十二条の十八)
- 第三章〜第五章 (略)
- 附則

(燃料油消費実績報告履行確認書の交付)

第十二条の十七の十五 地方運輸局長 (船舶又は物件が本邦にある場合にあっては当該船舶又は物件の所在地を管轄する地方運輸局長 (運輸支局 (地方運輸局組織規則 (平成十四年国土交通省令第七十三号) 別表第二第一号に掲げる運輸支局 (福岡運輸支局を除く。)) を除く。)、同令別表第五第二号に掲げる海事事務所又は内閣府設置法 (平成十一年法律第八十九号) 第四十七条第一項の規定により沖縄総合事務局に置かれる事務所で地方運輸局において所掌することとされている事務のうち国土交通省組織令 (平成十二年政令第二百五十五号) 第十二条第二項に規定する事務を分掌するもの (以下「運輸支局等」という。)) の長を含む。)、船舶又は物件が本邦外にある場合にあっては関東運輸局長。第十二条の十七から第十二条の十七の二十まで、第三十七条の三の四、第三十七条の三の八及び第三十七条の六において同じ。)) は、第三十八条第一項の表第五号の規定による報告が法第十九条の二十五第一項の承認を受けた二酸化炭素放出抑制航行手引書に従って行われたことを確認したときは、報告者に燃料油消費実績報告履行確認書を交付しなければならない。

改正前

目次

- 第一章〜第二章の五 (略)
- 第二章の六 船舶からの排出ガスの放出の規制 (第十二条の十七の五の二―第十二条の十七の十五)
- 第二章の七 船舶及び海洋施設における油、有害液体物質等及び廃棄物の焼却の規制等 (第十二条の十七の十六―第十二条の十八)
- 第三章〜第五章 (略)
- 附則

(新設)

2 前項の燃料油消費実績報告履行確認書（以下「燃料油消費実績報告履行確認書」という。）は、第一号の十六様式によるものとする。

3 燃料油消費実績報告履行確認書の有効期間は、当該燃料油消費実績報告履行確認書を交付した日からその日の属する年の翌年の五月三十一日までとする。

（燃料油消費実績報告履行確認書の備置き）

第十二条の十七の十六 燃料油消費実績報告履行確認書の交付を受けた船舶所有者は、当該船舶内に、燃料油消費実績報告履行確認書を備置かなければならない。

（燃料油消費実績報告履行確認書の再交付）

第十二条の十七の十七 船舶所有者は、燃料油消費実績報告履行確認書を滅失し、紛失し、又は毀損した場合は、燃料油消費実績報告履行確認書再交付申請書を地方運輸局長に提出し、その再交付を受けることができる。

2 前項の燃料油消費実績報告履行確認書再交付申請書は、第一号の十七様式によるものとする。

3 第一項の燃料油消費実績報告履行確認書再交付申請書には、燃料油消費実績報告履行確認書（毀損した場合に限る。）を添付しなければならない。

4 燃料油消費実績報告履行確認書を滅失し、又は紛失したことにより再交付を受けた場合は、滅失し、又は紛失した燃料油消費実績報告履行確認書は、その効力を失うものとする。

（燃料油消費実績報告履行確認書の書換え）

第十二条の十七の十八 船舶所有者は、燃料油消費実績報告履行確認書の記載事項に変更を生じた場合は、速やかに、燃料油消費実績報告履行確認書書換申請書を地方運輸局長に提出し、その書換えを受けなければならない。

（新設）

（新設）

（新設）

- 2 前項の燃料油消費実績報告履行確認書書換申請書は、第一号の十八様式によるものとする。
- 3 第一項の燃料油消費実績報告履行確認書書換申請書には、燃料油消費実績報告履行確認書を添付しなければならない。
- 4 第一項の規定により燃料油消費実績報告履行確認書の書換えを受けようとする事項が船舶国籍証書又は船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第十三条、第十五条若しくは第十六条に規定する仮船舶国籍証書に記載された事項に係るものである場合は、これを地方運輸局長に提示しなければならない。

（燃料油消費実績報告履行確認書の返納）

第十二条の十七の十九 船舶所有者は、次に掲げる場合は、遅滞なく、その受有する燃料油消費実績報告履行確認書（第四号の場合にあつては、発見した燃料油消費実績報告履行確認書）を地方運輸局長に返納しなければならない。

- 一 船舶が滅失し、沈没し、又は解撤されたとき。
- 二 船舶が法第十九条の二十五第一項に規定する二酸化炭素放出抑制対象船舶（海上保安庁の使用する船舶を除く。）であつて総トン数五千トン以上のものでなくなつたとき。
- 三 燃料油消費実績報告履行確認書の有効期間が満了したとき。
- 四 燃料油消費実績報告履行確認書を紛失したことにより燃料油消費実績報告履行確認書の再交付を受けた後、その紛失した燃料油消費実績報告履行確認書を発見したとき。
- 五 前各号に掲げる場合のほか、船舶が燃料油消費実績報告履行確認書を受有することを要しなくなつたとき。

（船級協会の確認等）

第十二条の十七の二十 法第十九条の三十第一項の規定による登録を受けた者（第三十七条の三の八第五項、第七項及び第八項並びに第三十八条第一項において「船級協会」という。）が同項の表第五号の規定

（新設）

（新設）

による報告が法第十九条の二十五第一項の規定により承認を受けた二酸化炭素放出抑制航行手引書に従って行われたことについて確認をし、及び燃料油消費実績報告履行確認書に相当する書面を交付したときは、当該確認された報告及び交付された書面は、それぞれ地方運輸局長が確認をした報告及び交付した燃料油消費実績報告履行確認書とみなす。

第十二条の十七の二十一、二十三 (略)

(報告書の提出等)

第三十七条の三の四 船級協会は、法第十九条の十五第二項の規定による放出量確認、承認又は交付を行った場合は、速やかに、同項の規定による放出量確認、承認又は交付に関する報告書を地方運輸局長に提出しなければならない。

2、4 (略)

(報告書の提出等)

第三十七条の三の八 (略)

2、4 (略)

第十二条の十七の十五、十七 (略)

(報告書の提出等)

第三十七条の三の四 船級協会は、法第十九条の十五第二項の規定による放出量確認、承認又は交付を行った場合は、速やかに、同項の規定による放出量確認、承認又は交付に関する報告書を地方運輸局長(船舶又は物件が本邦にある場合にあつては当該船舶又は物件の所在地を管轄する地方運輸局長(運輸支局(地方運輸局組織規則(平成十四年国土交通省令第七十三号)別表第二第一号に掲げる運輸支局(福岡運輸支局を除く。))を除く。))、同令別表第五第二号に掲げる海事事務所又は内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十七条第一項の規定により沖縄総合事務局に置かれる事務所、地方運輸局において所掌することとされている事務のうち国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号)第二百十二条第二項に規定する事務を分掌するもの(以下「運輸支局等」という。))の長を含む。)、船舶又は物件が本邦外にある場合にあつては関東運輸局長。以下この条、第三十七条の三の八及び第三十七条の六において同じ。)に提出しなければならない。

2、4 (略)

(報告書の提出等)

第三十七条の三の八 (略)

2、4 (略)

5|| 船級協会は、第十二条の十七の二十の規定による確認又は交付を行つた場合は、速やかに、同項の規定による確認又は交付に関する報告書を地方運輸局長に提出しなければならない。

6|| 前項の報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 船名
 - 二 船舶番号
 - 三 総トン数
 - 四 船舶所有者の氏名又は名称及び住所
 - 五 船舶において消費した燃料油の実績
 - 六 確認又は交付を行った年月日及び場所
 - 七 確認又は交付の結果
- 7|| 地方運輸局長は、第五項の規定により提出された報告書の審査に当たり必要があると認めるときは、船級協会に対し、当該報告書に関する書類の提出を求めることができる。

(報告の徴収)
第三十八条 次の表の第一欄に掲げる者は、第二欄に掲げる事項に関し、第三欄に掲げる提出の期限により、第四欄に掲げる報告書を提出しなければならない。ただし、同表第五号に規定する報告書に相当する書面を船級協会に提出したときは、当該報告書については、提出することを要しない。

報告者	事項	提出の期限	報告書
(略)	(略)	(略)	(略)
四 法第十一 条の登録を 受けた船舶	十二月三十一日 以前の一年間の 法第十条第二項	毎年一月三十一 日まで	廃棄物排出 状況報告書 (第六号の

(新設)

(新設)

(新設)

(報告の徴収)
第三十八条 次の表の第一欄に掲げる者は、第二欄に掲げる事項に関し、第三欄に掲げる提出の期限により、第四欄に掲げる報告書を提出しなければならない。

報告者	事項	提出の期限	報告書
(略)	(略)	(略)	(略)
四 法第十一 条の登録を 受けた船舶	十二月三十一日 以前の一年間の 法第十条第二項	毎年一月三十一 日まで	廃棄物排出 状況報告書 (第六号の

の船舶所有者	第四号及び第五号の規定によつてする廃棄物の排出	十二月三十一日以前の一年間の当該船舶において消費した燃料油の実績	毎年三月三十一日まで 燃料油消費実績報告書 (第六号の三様式)
五 法第十九条の二十五第一項に規定する二酸化炭素放出抑制対象船舶(海上保安庁の使用する船舶を除く。)であつて総トン数五千トン以上のものの船舶所有者			

2 (略)

3 船舶所有者若しくは船長、海洋施設の設置者若しくは管理者又は航空機の使用者は、当該船舶、海洋施設又は航空機に係る油、有害液体物質等又は廃棄物(以下この項及び第四十一条第三項第五号において「油等」という。)の排出又は焼却、排出ガスの放出その他油等の取扱いに関する作業に関し、第一項の表第四号及び第五号に規定するもの以外の報告を求められたときは、直ちに、これらに関する報告をしなければならない。

4 9 (略)

の船舶所有者	第四号及び第五号の規定によつてする廃棄物の排出		二様式)

2 (略)

3 船舶所有者若しくは船長、海洋施設の設置者若しくは管理者又は航空機の使用者は、当該船舶、海洋施設又は航空機に係る油、有害液体物質等又は廃棄物(以下この項及び第四十一条第三項第五号において「油等」という。)の排出又は焼却、排出ガスの放出その他油等の取扱いに関する作業に関し、第一項の表第四号に規定するもの以外の報告を求められたときは、直ちに、これらに関する報告をしなければならない。

4 9 (略)

<p>(手数料)</p> <p>第三十九条の二 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 燃料油消費実績報告履行確認書の交付を受ける者又は燃料油消費実績報告履行確認書の再交付若しくは書換えを受けようとする者(国及び令第十五条の二に掲げる独立行政法人を除く。)が納付すべき手数料の額は、一通につき四千二百円とする。</p> <p>5 前項の手数料は、手数料の額に相当する収入印紙を手数料納付書(第八号様式)に貼って納付しなければならない。</p> <p><u>第1号の16様式(第12条の17の15関係)</u></p> <p><u>第1号の17様式(第12条の17の17関係)</u></p> <p><u>第1号の18様式(第12条の17の18関係)</u></p> <p><u>第6号の3様式(第38条関係)</u></p> <p>第8号様式(第39条の2、第40条関係)</p> <p>(略)</p>	<p>(手数料)</p> <p>第三十九条の二 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第8号様式(第40条関係)</p> <p>(略)</p>
---	--

(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令の一部改正)

第二条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令(昭和五十八年運輸省令第三十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

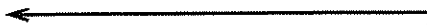


改正後	改正前
<p>(二酸化炭素放出抑制航行手引書) 第四十七条 法第十九条の二十五第二項に規定する二酸化炭素放出抑制航行手引書には、同条第一項に規定する二酸化炭素放出抑制対象船舶の船舶職員が使用する言語により次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 当該二酸化炭素放出抑制対象船舶(海上保安庁の使用する船舶を除く。)であつて総トン数五千トン以上のものにあつては、当該船舶において消費した燃料油の実績の収集及び報告の方法</p> <p>六 (略)</p>	<p>(二酸化炭素放出抑制航行手引書) 第四十七条 法第十九条の二十五第二項に規定する二酸化炭素放出抑制航行手引書には、当該二酸化炭素放出抑制対象船舶の船舶職員が使用する言語により次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>五 (略)</p>

(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則の一部改正)

第三条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則（昭和五十八年運輸省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。



改正後	改正前
<p>第十二号様式 (第二十六条関係)</p> <p>(略)</p> <p>国際油汚染防止証書 (IOPP 証書) の追補 Supplement to the International Oil Pollution Prevention Certificate (IOPP Certificate)</p> <p>油タンカーの構造及び設備に関する記録 RECORD OF CONSTRUCTION AND EQUIPMENT FOR OIL TANKERS</p> <p>1 船舶の要目 Particulars of ship 1.1 ~ 1.10 (略) 1.11 船舶の種類 Type of ship: 1.11.1 ~ 1.11.7 (略) (割る)</p>	<p>第十二号様式 (第二十六条関係)</p> <p>(略)</p> <p>国際油汚染防止証書 (IOPP 証書) の追補 Supplement to the International Oil Pollution Prevention Certificate (IOPP Certificate)</p> <p>油タンカーの構造及び設備に関する記録 RECORD OF CONSTRUCTION AND EQUIPMENT FOR OIL TANKERS</p> <p>1 船舶の要目 Particulars of ship 1.1 ~ 1.10 (略) 1.11 船舶の種類 Type of ship: 1.11.1 ~ 1.11.7 (略) <u>1.11.8</u> 貨物艙原油洗浄設備を用いて運航する「原油タンカー」であるがクリーンバラストタンクを用いて運航する「精製油運搬船」としても指定された船舶であつて、それぞれの船舶の種類に対応し、別個のIOPP証書の発給を受けているもの The ship, being designated as a "crude oil tanker" operating with COW, is also designated as a "product carrier" operating with CBT, for which a separate IOPP Certificate has also been issued <input type="checkbox"/> <u>1.11.9</u> クリーンバラストタンクを用いて運航する「精製油運搬</p>

2～4 (略)

5 構造 (第 18 規則、第 19 規則、第 20 規則、第 23 規則、第 26 規則、第 27 規則、第 28 規則及び第 33 規則)

Construction(regulations 18, 19, 20, 23, 26, 27,28 and 33)

5.1 第 18 規則の要件に従って、この船舶は、第 18 規則 9 の規定に適合する分離バラストタンカーとしての資格を有する。

In accordance with the requirements of regulation 18, the ship is qualified as a segregated ballast tanker in compliance with regulation 18.9

2～4 (略)

5 構造 (第 18 規則、第 19 規則、第 20 規則、第 23 規則、第 26 規則、第 27 規則及び第 28 規則)

Construction(regulations 18, 19, 20, 23, 26, 27 and 28)

5.1 第 18 規則の要件に従って、この船舶は、

In accordance with the requirements of regulation 18, the ship is :

5.1.1 分離バラストタンクを備え、かつ、防護的に配置すること及び貨物艙原油洗浄設備を備えることが要求されている。

5.1.2 分離バラストタンクを備え、かつ、防護的に配置することが要求されている。 Required to be provided with SBT, PL and COW

5.1.3 分離バラストタンクを備えることが要求されている。 Required to be provided with SBT and PL

5.1.4 分離バラストタンク又は貨物艙原油洗浄設備を備えることが要求されている。 Required to be provided with SBT

船]であるが貨物艙原油洗浄設備を用いて運航する「原油タンカー」としても指定された船舶であつて、それぞれの船舶の種類に対応し、別個のIOPP証書の発給を受けているもの

The ship, being designated as a "product carrier" operating with CBT, is also designated as a "crude oil tanker" operating with COW, for which a separate IOPP Certificate has also been issued

5.2 第 18 規則の規定に適合する分離バラストタンクは、次のように配置されている。

Segregated ballast tanks (SBT) in compliance with regulation 18 are distributed as follows:

タンク Tank	容積 (立方メートル) Volume(m ³)	タンク Tank	容積 (立方メートル) Volume(m ³)
		総容積 : 立方メートル Total volume: m ³	

Required to be provided with SBT or COW

5.1.5 分離バラストタンク又はクリーンバラストタンクを備えることが要求されている。

Required to be provided with SBT or CBT

5.1.6 第 18 規則の要求に従うことを要求されていない。

Not required to comply with the requirements of regulation 18

5.2 分離バラストタンク

Segregated ballast tanks (SBT)

5.2.1 この船舶は、第 18 規則の規定に適合する分離バラストタンクを備えている。

The ship is provided with SBT in compliance with regulation 18

5.2.2 この船舶は、第 18 規則 12 から第 18 規則 15 までの規定に適合するように防護的に配置されている、第 18 規則の規定に適合する分離バラストタンクを備えている。

The ship is provided with SBT, in compliance with regulation 18 which are arranged in protective locations(PL) in compliance with regulations 18.12 to 18.15

5.2.3 分離バラストタンクは、次のように配置されている。

SBT are distributed as follows :

タンク Tank	容積 (立方メートル)	タンク Tank	容積 (立方メートル)
-------------	----------------	-------------	----------------

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

Volume(m ³)	Volume(m ³)
総容積 : 立方メートル Total volume : m ³	

5.3 クリーンバルラストタンク

Dedicated clean ballast tanks (CBT) :

5.3.1 この船舶は、第 18 規則 8 の規定に適合するクリーンバルラストタンクを備えており、精製油運搬船として運航することができる。

The ship is provided with CBT in compliance with regulation 18.8, and may operate as a product carrier

5.3.2 クリーンバルラストタンクは、次のように配置されている。
CBT are distributed as follows :

タンク Tank	容積 (立方メートル) Volume(m ³)	タンク Tank	容積 (立方メートル) Volume(m ³)
総容積 : 立方メートル Total volume : m ³			

5.3.3 この船舶は、年月日付けの有効なクリーンバルラスト

ソクの操作手引書を備えている。

The ship has been supplied with a valid Dedicated Clean Ballast Tank Operation Manual, which is dated

5.3.4 この船舶は、クリーンバラストタンクのバラスト操作及び貨物油操作のための共通の管系及びポンプを有している。

The ship has common piping and pumping arrangements for ballasting the CBT and handling cargo oil

5.3.5 この船舶は、クリーンバラストタンクのバラスト操作のための別個の独立した管系及びポンプを有している。

The ship has separate independent piping and pumping arrangements for ballasting the CBT

5.4 (略)

5.4.1 ~ 5.4.4 (略)

5.5 第 18 規則の規定の免除

Exemption from Regulation 18 :

5.5.1 この船舶は、第 2 規則 5 の規定により -----

の間の運航にのみ従事しており、従って、第 18 規則の要件は免除されている。

The ship is solely engaged in trade between -----

in accordance with regulation 2.5 and is therefore exempted from the requirements of regulation 18

5.5.2 この船舶は、第 18 規則 10 の規定により特殊なバラスト方式を用いて運航しており、従って、第 18 規則の要件は、免除されている。

(削る)

(削る)

5.3 (略)

5.3.1 ~ 5.3.4 (略)

(削る)

(削る)

(削る)

<p><u>5.4</u> (略) <u>5.4.1・5.4.2</u> (略)</p> <p><u>5.5</u> (略) <u>5.5.1～5.5.6</u> (略)</p> <p><u>5.6</u> (略) <u>5.6.1～5.6.9</u> (略)</p> <p><u>5.7</u> (略) <u>5.7.1</u> (略)</p> <p>6～11 (略)</p>	<p>The ship is operating with special ballast arrangements in accordance with regulation 18.10 and is therefore exempted from the requirements of regulation 18 <input type="checkbox"/></p> <p><u>5.6</u> (略) <u>5.6.1・5.6.2</u> (略)</p> <p><u>5.7</u> (略) <u>5.7.1～5.7.6</u> (略)</p> <p><u>5.8</u> (略) <u>5.8.1～5.8.9</u> (略)</p> <p><u>5.9</u> (略) <u>5.9.1</u> (略)</p> <p>6～11 (略)</p>
---	--

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成三十年三月一日から施行する。ただし、第一条の規定による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第三十八条第一項の表第五号の規定による報告については、平成三十一年十二月三十一日以前の一年間の船舶において消費した燃料油の実績の報告から適用する。

(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の二十五第一項の承認を受けている二酸化炭素放出抑制航行手引書については、第二条の規定による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令第四十七条の規定にかかわらず、平成三十年十二月三十一日までは、なお従前の例によることができる。

(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この省令の施行の際現に交付されている第三条の規定による改正前の海洋汚染等及び海上災

害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第十二号様式による国際
油汚染防止証書は、同条の規定による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定
に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第十二号様式による国際油汚染防止証書とみなす。

燃料油消費実績報告履行確認書
STATEMENT OF COMPLIANCE - FUEL OIL CONSUMPTION REPORTING



日本国
JAPAN

改正された1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する1978年の議定書によつて修正された同条約(以下「条約」という。)を改正する1997年の議定書に基づき、日本国政府の権限の下に、発給する。

Issued under the provisions of the Protocol of 1997, as amended, to amend the International Convention for the Prevention of Pollution by Ships, 1973, as modified by the Protocol of 1978 related thereto (hereinafter referred to as "the Convention") under the authority of the Government of Japan :

船舶の要目

Particulars of ship

船名

Name of ship _____

船舶番号又は信号符字

Distinctive number or letters _____

国際海事機関船舶識別番号

IMO Number _____

船籍港

Port of registry _____

総トン数

Gross tonnage _____

この確認書は、以下の事項を示す。

THIS IS TO DECLARE

1 この船舶が、条約附属書VI第22A規則により要求される_____から_____までの船舶の運航に応じた実績を主管庁へ提出したこと。

That the ship has submitted to this Administration the data required by regulation 22A of Annex VI of the Convention, covering ship operations from_____through_____; and

2 その実績は、この船舶の二酸化炭素放出抑制航行手引書であつて_____から_____までの期間において有効であつたものに記載された方法及び手順に従つて、収集されており、かつ、報告されたこと。

The data was collected and reported in accordance with the methodology and processes set out in the ship's SEEMP that was in effect over the period from_____through_____.

この確認書は、_____まで効力を有する。

This Statement of Compliance is valid until_____

_____において発給した。

(確認書の発給の場所)

Issued at:_____

(place of issue of Statement)

日付:_____

(発給の日)

Date:_____

(date of issue)

地方運輸局長
運輸監理部長
地方運輸局運輸支局長
地方運輸局海事事務所長
運輸監理部海事事務所長
地方運輸局運輸支局海事事務所長
沖縄総合事務局長
運輸事務所長

(印章)

第1号の17様式（第12条の17の17関係）

燃料油消費実績報告履行確認書再交付申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名



海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第12条の17の17第1項の規定により、次のとおり申請します。

船 名		船 舶 番 号	
船舶所有者の氏名又は 名称及び住所並びに法 人にあつてはその代表 者の氏名			
確 認 書 の 番 号			
確認書の交付年月日			
確 認 書 の 交 付 者			
再交付を受けようとする理由			
備 考			

- (注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

第1号の18様式（第12条の17の18関係）

燃料油消費実績報告履行確認書書換申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名



海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第12条の17の18第1項の規定により、次のとおり申請します。

船 名		船 舶 番 号	
船舶所有者の氏名又は 名称及び住所並びに法 人にあつてはその代表 者の氏名			
確 認 書 の 番 号			
書換えを受けよう とする事項	新		
	旧		
備 考			

- (注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

第6号の3様式(第38条関係)

燃料油消費実績報告書
(年 月 日から 年 月 日まで)

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名

印

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第48条第4項の規定により、次のとおり報告します。

船名	船舶番号		
船舶所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名			
船籍港又は定係港			
総トン数			
燃料油の種類	燃料油の消費量 (トン)	航行距離 (海里)	航行時間 (時間)
備考			

- (注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
2 総トン数の欄には、法第51条の3の規定による総トン数を記載すること。
3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

